

## 第四次一括法の成立について

平成26年5月28日  
全国知事会

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第四次一括法）」が成立した。

本法は、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題となっている国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を内容とし、全国知事会として今通常国会における成立を強く求めてきたものであり、関係者のご尽力に感謝する。改革の成果を十分に活用して、その果実を住民に還元していきたい。

国においては、事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を早期に進めることを強く望む。

今後の地方分権改革の推進については、農地転用やハローワークなど、今回、移譲されなかった事務・権限についても、地方からの要望の強い分野を中心に、移譲する方向で検討を進めることを求める。また、地方分権改革に関する提案募集制度がスタートしたが、提案が出された際には、国において提案の実現に向けた積極的な検討をお願いする。